



# 佐賀県公報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)  
号外第5号

## 目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

### 規 則

◎佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

(四三・会計課) 二

◎佐賀県財務規則の一部を改正する規則

(四四・ ) 三

◎佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則

(四五・用度管財課) 五

### 訓 令 甲

◎佐賀県建設工事検査規程の一部改正

(九・県土づくり本部) 六

## 公布された規則のあらまし

○佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則(規則第四三号)

1 証紙収入の状況報告に係る様式等について、所要の改正を行うこととした。

(様式第四号及び様式第四号の二関係)

2 証紙による収入の方法で徴収する手数料の種目の一部を削ること等とした。

(別表関係)

3 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

○佐賀県財務規則の一部を改正する規則(規則第四四号)

1 収支等命令者(県外にあるか、いの長を除く。)は、事務を集約化して行う

ことが事務の効率化に資すると認めるときは、支出負担行為及び監督、検査

又は確認(以下「検査等」という。)の事務を他の本部長、本庁等の各課の

課長及びか、いの長に行わせることができることとした。(第三条の二関係)

2 現金の指定金融機関等への払込期限を見直すこととした。(第四七条関係)

3 公有財産売却システムを利用して競争を行う場合の担保の提供の手続につ

いて定めることとした。(第一〇四条関係)

4 公有財産売却システムによる物品の売却に係る一般競争入札の場合は、事

前に予定価格を公表することができることとした。(第一〇五条関係)

5 競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる

場合の基準は、知事が別に定めることとした。(第一〇六条及び第一〇七条

関係)

6 特に専門的な知識又は技能を必要とする等の理由によって、検査等を行う

ことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に検

査等を委託して行わせることができることとした。(第一一七条関係)

7 か、いの長は、単価契約に係る物品の購入事務について、用度管財課長に行

わせることができることとした。(第一四六の二関係)

8 入札前の入札書比較価格の公表に係る対象工事を一部見直すとともに、最

低制限価格の決定の特例措置を廃止することとした。(附則第四項及び附則

第五項関係)

9 その他所要の改正を行うこととした。

10 この規則は、平成二〇年四月一日から施行することとした。

11 所要の経過措置を定めることとした。

○佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則(規則第四五号)

1 地方自治法の一部が改正に伴い、行政財産の貸付けに関する事項について

関係規定を整備することとした。(第十九条、第二十三条、第二十四条、第

二十七条、第二十九条、第三十三条、様式第八号、様式第九号、様式第二十

二号、別表第一及び別表第二関係)

2 普通財産の貸付期間を改めることとした。(第二十五条関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。





第九十四条第一項中「民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定による除権判決」を「非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四百八条第一項の規定による除権決定」に改め、同条第二項中「除権判決の抄本」を「除権決定の正本(正本を提出し難いときは謄本)」に改める。

第四百四条第一項に次の一号を加える。

七 公有財産売却システムを管理する事業者の保証 その保証する金額  
第四百四条に次の一項を加える。

5 会計管理者又は委任出納員は、第一項第七号の保証を入札保証金に代わる担保として提出させるときは、当該保証を証する書面を提出させなければならぬ。

第五百五条第三項中「及び工作物」を「工作物及び物品(物品については、公有財産売却システムによる一般競争入札の場合に限る。)」に改める。

第六百六条第一項中「製造の」を「製造その他についての」に改め、同条第二項中「その者の申込みに係る価格が次に掲げる額に満たない場合とする」を「知事が別に定めるものとする」に改め、同項各号を削る。

第七百七条第一項中「製造の」を「製造その他についての」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。

2 前項の最低制限価格は、知事が別に定める方法により算出した額とする。  
第六百六条第一項中「第四百四条」の下に「(第一項第七号を除く。)」を加える。

第七百七条第四項を次のように改める。

4 監督、検査又は確認は、収支等命令者が自ら又は職員に命じて行わなければならない。ただし、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督、検査又は確認を行うことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に委託して行わせることができる。

第二百五条の見出し及び本文中「告示」を「公示」に改める。

第四百六十六条の二第二項及び第三項中「各課の長」の下に「又は、かの長」を加える。

第七百七十五条第一項第一号を次のように改める。

一 第四百四条第一項各号(第七号を除く。)に掲げるもの  
附則第三項中「並びに武雄青陵中学校の副校長」を削る。

附則第四項中「工事」を「知事が別に定める工事」に改め、「当分の間」を削る。

附則第五項を削り、附則第六項を附則第五項とする。

別表第三中

「契約によるもの」	契約締結のとき	契約金額	契約書又は請書	全部
「契約によるもの」	契約締結のとき	契約金額	契約書、請書又は見積書	全部(研修、講習、試験等に係るものを除く。)

改める。

別表第七中4を削り、5を4とし、6を5とし、同表中

「7 1から6までに規定するもののほか、特に集中契約が不適当と認められるものであらかじめ除外について用度管財課長の承認を得たもの」

「6 1から5までに規定するもののほか、特に集中契約が不適当と用度管財課長が認めるもの」

改める。

様式第十五号の(欄中)「○ 収納代理金融機関」の次に「(ゆうちょ銀行・郵便局等へ。)」を加える。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この規則による改正後の佐賀県財務規則第六条第二項、第七十条第二項及び附則第四項の規定は、平成二十年四月一日以降に公告又は指名の通知を行う一般競争入札又は指名競争入札から適用する。

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十五号

佐賀県公有財産規則の一部を改正する規則

佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「行政財産使用許可申請書・第二種普通財産借受申込書」を「行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書」に改め、同条第二項中「行政財産使用許可・第二種普通財産貸付調書」を「行政財産使用許可・公有財産貸付調書」に改める。

第二十三条を次のように改める。

(財産の貸付け)

第二十三条 財産管理者は、財産(第二十二條の規定により別に定めるものを除く。以下この条から第三十條まで及び第三十三條において同じ。)を借り受けようとする者については、行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書を提出させなければならない。

2 財産管理者は、前項の申込書を受理したときは、行政財産使用許可・公有財産貸付調書を作成しなければならない。

第二十四条中「第二種普通財産」を「財産」に改める。

第二十五条中「第二種普通財産」を「財産」に改め、同条の表を次のように

改める。

区分	貸付期間
一 建物の所有を目的とし、借地借家法(平成三年法律第九十号)第二十二條に規定する定期借地権を設定して、土地及びその従物を貸し付けるとき	五十年
二 専ら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とする土地及びその従物の貸し付けで借地借家法第二十三條の適用を受けるもの	五十年未満
三 建物の所有を目的とする土地及びその従物の貸付けで前二号に掲げるもの以外のもの	三十年
四 植樹を目的とするための土地及びその従物の貸付け	二十年
五 電柱、鉄柱、鉄塔その他これらに類するものの付設及び水道管、ガス管その他これらに類するものの埋設を目的とするための土地の貸付け	十年
六 前号以外の目的のための土地及びその従物の貸付け	十年
七 建物その他の財産の貸付け	十年

第二十七条及び第二十九条中「第二種普通財産」を「財産」に改める。

第三十三條第一号中「普通財産」を「財産」に、「行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳」を「行政財産使用許可台帳」に改める。

様式第八号中「行政財産使用許可申請書・第二種普通財産借受申込書」を「行政財産使用許可申請書・公有財産借受申込書」に改める。

様式第九号中「行政財産使用許可・第二種普通財産貸付調書」を「行政財産使用許可・公有財産貸付調書」とし、「第二種普通財産」を「財産」とし、「第二種普通財産借受申込書」を「公有財産借受申込書」に改める。

様式第二十二号中「行政財産使用許可台帳・普通財産貸付台帳」を「行政財産使用許可台帳・公有財産貸付台帳」に改める。

別表第一中「第二種普通財産」を「財産」に改める。

別表第二中「第二種普通財産の」を「財産の」とし、「第二種普通財産貸付」を「公有財産貸付」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 訓令 甲

●佐賀県訓令甲第九号

本 庁

現 地 機 関

佐賀県建設工事検査規程（平成十三年佐賀県訓令甲第八号）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

佐賀県知事 古 川 康

第二条第一号中「第二条第八号」を「第二条第十号」に改め、「収支等命令者」の下に「又は規則第三条の二第一項の規定により再委任を受けた者」を、「職員」の下に「又は同項ただし書に規定する職員以外の者」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十年四月一日から施行する。

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年三月三十一日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷